

証券コード 7427  
平成30年5月8日

株 主 各 位

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

**エコーレーディング株式会社**

代表取締役社長 豊 田 実

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号  
エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第47期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第47期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.echotd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外の経済・政治情勢に対する懸念は残るものの、継続する政府による各種政策の効果もあり、企業収益及び雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。

ペット業界におきましては、個人消費の持ち直しや猫人気による猫の飼育頭数の増加など需要増加の動きが見られたものの、単身世帯や核家族世帯の増加による新規飼育の減少など、ペット関連市場を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループでは第2次中期経営計画の戦略を立案し、確実に推進する為に平成29年3月1日より経営戦略室を設置するとともに、営業本部内の役割を明確にする為に、営業本部内を「拠点担当・広域得意先担当・物流担当」の3副本部長制といたしました。

ペットフード・ペット用品の卸売事業につきましては、「日本一のペットカテゴリ企画会社」を目指して、ペットの専門知識や企画力を高め、商品の安定供給から売場作りの企画提案までのトータルプロデュースを行い、顧客満足度を高めてまいりました。また、在庫管理面では、在庫回転率向上に注力し、在庫金額の適正化を進めております。

一方、ペッツバリュー株式会社では、店舗開発事業の管理店舗数が219店舗になり、また、商品開発事業では高付加価値商品の開発及び販売を推進いたしました。

また、株式会社ケイ・スタッフでは、得意先様の売場活性化に繋がる営業企画提案を引き続き実施しており、卸売事業の販売促進を支援することによる売上拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、797億8千6百万円（前期比2.7%増）となりました。また、低価格志向の影響によりペッ

トフード及びペット用品類の販売単価が下落する中、在庫管理の徹底による適正在庫での運用及び効率化を進めたものの、配送費用の増加をはじめとする物流コストの上昇により、販売費及び一般管理費は93億5千9百万円（前期比3.0%増）となり、営業利益は2億2千1百万円（前期比22.0%減）となりました。

経常利益は2億3千1百万円（前期比20.6%減）となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は1億7千5百万円（前期比68.4%減）となりました。

企業集団の品目別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	
ペット フード	ドッグフード	13,969	96.6	17.5
	キャットフード	22,053	105.6	27.6
	スナックフード	18,114	107.8	22.7
	鳥・小動物・観賞魚等フード	3,109	101.1	4.0
	小 計	57,246	103.7	71.8
ペット 用品	犬・猫用品	18,356	101.6	23.0
	その他用品	3,893	94.5	4.9
	小 計	22,250	100.3	27.9
そ の 他	288	105.3	0.3	
合 計	79,786	102.7	100.0	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (ペットフード)

ドッグフードにつきましては、グルメタイプや健康を訴求したプレミアムフードへの需要は高まっているものの、飼育頭数の減少による大容量のエコノミータイプの市場は縮小傾向にあります。この結果、売上高は139億6千9百万円（前期比3.4%減）となりました。

キャットフードにつきましては、猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を上回る中、ドライフード・ウェットフードともに市場は拡大しております。ドライフードにおけるプレミアムタイプの需要拡大やパウチ商品の投入による市場拡大が売上高の増加を牽引いたしました。この結果、売上高は220億5千3百万円（前期比5.6%増）となりました。

スナックフードにつきましては、キャットスナックの市場拡大が継続しており、健康に配慮した機能性の付与やフレーバーの追加など、製品のラインアップが更に強化されております。また、多頭飼いの飼育者をターゲットとした数量や容量の大きな商品も新たに投入されております。この結果、売上高は181億1千4百万円（前期比7.8%増）となりました。

鳥・小動物・観賞魚等フードにつきましては、熱帯魚など観賞魚の飼育数の頭打ちは継続しておりますが、鳥・小動物のフードに関しては種類別・ライフステージ別商品の飼育者への訴求により需要が高まりました。この結果、売上高は31億9百万円（前期比1.1%増）となりました。

(ペット用品)

犬・猫用品につきましては、サービスショップの多様化によりシャンプー類やしつけ剤等の市場は苦戦しておりますが、室内飼育率の上昇によりトイレ用シートと猫砂は前期に引き続き順調に増加いたしました。また、オムツに関しては飼い主のマナー向上に伴うマナー用、高齢化に伴う介護用ともに引き続き好調に売上を伸ばしております。この結果、売上高は183億5千6百万円（前期比1.6%増）となりました。

その他用品につきましては、テラリウムなどの新たなアクアライフによる需要の拡大はあるものの、水槽の小型化により水槽の販売は苦戦しております。その結果、売上高は38億9千3百万円（前期比5.5%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、政府による経済政策などを背景に、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな成長が続くものと期待されます。

ペット業界におきましては、ペット市場の成長率鈍化、業界内の価格競争激化及び物流コストの増加などが継続すると予想され、ますます厳しい経営環境が続くものと思われま

す。こうした状況の下、当社の創業50周年（2020年）に向けて策定いたしました新中長期経営計画の新ビジョン『I<sup>2</sup>☆50 お客様満足度NO.1ースピード・成長・拡大』を基本に、安定した業績及び数値目標達成に向けて取り組んでまいります。

そのために、平成30年3月1日より営業本部を東日本と西日本に区分し、責任と役割の明確化を図るとともに、関東エリアの再編の為に横浜支店を廃止し、関東支店の配下に関東第一営業部・関東第二営業部・横浜営業部・管理部をそれぞれ新設しております。営業本部内を東日本と西日本に区分することにより、市場や取引先様への迅速な対応を強化し『成長戦略と内部利益の創出』を更に推し進めてまいります。

成長戦略では、“人とペットとの共生”の先にある暮らしの提供をコンセプトとする株式会社I & I（株式会社ケイ・スタッフより商号変更）における企画提案や商品開発の強化と株式会社ペットペットにおける送客事業を強化してまいります。内部利益の創出では、業務の効果・効率化を目的とした5S徹底運動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）によるムダ・ムラ・ムリの排除、単品管理の強化による適正在庫の運用と単品毎の粗利改善を行ってまいります。

また、物流コストの上昇に対応する為、出荷効率上昇を目的としたDAS（デジタルアソートシステム）導入拠点の増加やローコストオペレーションでの物流拠点の再編等を行ってまいります。

次期連結会計年度の業績に関しましては、当社グループ一丸となって課題に取り組み、確実に成果に結びつけていく所存であります。

今後とも株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### （５）財産及び損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (平成27年 2 月期)	第 45 期 (平成28年 2 月期)	第 46 期 (平成29年 2 月期)	第 47 期 (当連結会計年度) (平成30年 2 月期)
売 上 高(千円)	74,672,385	75,256,506	77,689,778	79,786,597
経 常 利 益 又 は 経常損失(△)(千円)	70,779	△306,139	291,495	231,338
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	93,343	△212,249	555,802	175,427
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	15円46銭	△35円16銭	92円08銭	29円12銭
総 資 産(千円)	26,043,497	24,992,136	24,993,003	26,249,081
純 資 産(千円)	8,703,872	8,656,423	8,896,335	8,994,832
1株当たり純資産額	1,442円02銭	1,434円16銭	1,471円76銭	1,488円53銭

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ペットバリュー株式会社	30,000	100	ペットフード・ペット用品の商品開発事業 ペットショップ店舗開発事業
株式会社ケイ・スタッフ	10,000	100	ペット用品の販売促進ツールの企画・製作 事業
株式会社ペットペット	27,453	51	ペット総合情報サイト運営事業

### ③ その他

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

ペットフード・ペット用品の卸売事業、ペット関連教育事業

ペットフード・ペット用品の商品開発事業、ペットショップ店舗開発事業

ペット用品の販売促進ツールの企画・製作事業

ペット総合情報サイト運営事業



(8) 主要な営業所 (平成30年2月28日現在)

① エコートレーディング株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

営業本部 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

支店 札幌(北海道石狩市) 東北(宮城県登米市)  
関東(埼玉県三郷市) 横浜(横浜市瀬谷区)  
名古屋(名古屋市港区) 関西第1(兵庫県西宮市)  
関西第2(大阪府八尾市) 広島(広島県山県郡北広島町)  
福岡(福岡県糟屋郡宇美町)

営業所 四国(香川県綾歌郡宇多津町) 沖縄(沖縄県宜野湾市)

エコペットビジネス総合学院(兵庫県尼崎市)

② ペッツバリュー株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

③ 株式会社ケイ・スタッフ

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

本部 大阪府八尾市久宝寺6丁目7番19号

④ 株式会社ペットペット

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

(9) 使用人の状況 (平成30年2月28日現在)

事業の内容	使用人数	前期末比
ペット関連事業	323名	9名増
合計	323名	9名増

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー等421名は上記の使用人数には含まれておりません。



(10) 主要な借入先 (平成30年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	1,750,000
株式会社みずほ銀行	1,200,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	900,000
株式会社三井住友銀行	400,000
日本生命保険相互会社	100,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,035,902株

(注) 発行済株式の総数は自己株式 (644株) を控除して記載しております。

(3) 株主数 3,794名

#### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
国分グループ本社株式会社	1,105,064株	18.31%
高橋一彦	422,451	7.00
エコートレーディング 共栄会	264,300	4.38
伊藤忠商事株式会社	220,000	3.64
古谷洋作	146,700	2.43
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	107,600	1.78
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社 (信託口5)	88,300	1.46
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアン ト アカウト ジェイピー アールデイ アイエスジー エフイーーエイシー	80,595	1.34
古谷訓子	76,700	1.27
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社 (信託口)	75,400	1.25

(注) 持株比率は自己株式(644株)を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	高橋一彦	株式会社ペットペット代表取締役社長
代表取締役社長	豊田実	
専務取締役	新森英機	人事総務本部長
常務取締役	堀和仁	経理財務本部長 兼情報システム部管掌
常務取締役	赤川進	営業本部長
取締役	平藤丈征	ペッツバリュー株式会社代表取締役社長
取締役	相澤正邦	国分グループ本社株式会社 取締役執行役員経営統括本部副本部長 兼経営企画部長 兼ヘルスケア統括部長
取締役（常勤監査等委員）	大藤淳	
取締役（監査等委員）	古西豊	公認会計士・税理士
取締役（監査等委員）	古川幸伯	弁護士

- (注) 1. 取締役相澤正邦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）古西豊氏及び取締役（監査等委員）古川幸伯氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）古西豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために大藤淳氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 平成29年3月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
赤川進	常務取締役営業本部長	常務取締役営業本部長 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長
平藤丈征	取締役 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長	取締役経営改革本部長

6. 平成29年9月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
堀和仁	常務取締役経理財務本部長 兼情報システム部管掌	常務取締役経理財務本部長

7. 平成30年3月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
堀 和 仁	常務取締役経理・システム本部長	常務取締役経理財務本部長 兼情報システム部管掌
赤川 進	常務取締役営業本部顧問	常務取締役営業本部長
平藤 丈 征	取締役内部監査室管掌	取締役 ペッツバリューストック株式会社代表取締役社長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役相澤正邦氏及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 取締役の報酬等の額

区分		取締役（監査等委員を除く）		取締役（監査等委員）		計	
		支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)	支給人員	支給額(千円)
定款又は株主総会決議に基づく報酬	基本報酬	6名	117,468	3名	13,200	9名	130,668
	譲渡制限付株式報酬	6名	5,997	—	—	6名	5,997
株主総会決議に基づく	賞与	—	—	—	—	—	—
計			123,466		13,200		136,666

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額30,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただいております。また別枠で、平成29年5月24日開催の第46回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額40,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額10,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 役員退職慰労金につきましては、平成16年5月26日開催の第33回定時株主総会で、役員退職慰労金制度廃止に伴う267,262,790円を上限とする役員退職慰労金の打切り支給が決議され、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に一任いただいております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の人員は7名ですが、社外取締役1名については報酬を支払っておりませんので、基本報酬の支給人員と相違しております。

#### （4）社外役員に関する事項

##### ① 社外取締役（監査等委員を除く）

##### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

取締役相澤正邦氏は、国分グループ本社株式会社の取締役執行役員経営統括本部副本部長であります。国分グループ本社株式会社は当社の大株主であり、当社は同社との間に商品売買の取引関係があります。

##### 2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

##### 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

##### 4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会（13回開催）		発言状況
	出席回数	出席率	
相澤正邦	12回	92.3%	主に国分グループ本社株式会社の取締役執行役員としての豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。

##### 5) 報酬等の総額

該当事項はありません。

##### 6) 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

##### 7) 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

##### ② 社外取締役（監査等委員）

##### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

##### 2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会(13回開催)		監査等委員会(13回開催)		発言状況
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
古西 豊	13回	100.0%	13回	100.0%	主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
古川幸伯	13回	100.0%	13回	100.0%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5) 報酬等の総額

区分	社外取締役(監査等委員)	
	支給人員	支給額(千円)
定款又は株主総会決議に基づく報酬	2名	6,000
株主総会決議に基づく賞与	—	—
計		6,000

6) 子会社から受けている報酬等の総額  
該当事項はありません。

7) 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額(千円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）に係る報酬等の額	26,000
	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	—
	計	26,000
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		26,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人について、前事業年度の監査実績の分析及び評価を行いました。また、監査計画と実績を対比し計画どおりに終了したことを確認しました。それらを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性を審議し、会計監査人の監査報酬は妥当と認め同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号（会計監査人の解任事由）に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ③ 監査等委員会は、上記の他、会計監査人の監査の品質や監査報酬等を総合的に勘案し、必要があると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、28,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針（内部統制システム整備の基本方針）を以下のとおり定め、この体制のもとで業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスクの管理に努めるとともに、経営環境の変化に対応して随時更新し、維持・改善していくこととします。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき当社の業務執行を決定する。
- ② 取締役は、業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- ③ 取締役の職務執行は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等規程に基づき監査等委員会の監査を受ける。
- ④ 当社は、当社の取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコートレーディンググループ企業行動規範」で定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、コンプライアンス体制の整備・維持に努める。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書・帳票管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 当該情報の保存期間は、文書・帳票管理規程によるものとする。

### **(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に基づいたリスク管理体制を当社グループ全体で整備する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の内容に適合した迅速な対応を行い、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を当社グループ全体で整備する。

### **(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略等の当社の業務執行を決定する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の業務執行機能と意思決定・監督機能の分化を図り、経営責任と執行責任を明確化することを目的として導入されている執行役員制度の下、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程に基づき実行する。

### **(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、当社の取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコートレーディンググループ企業行動規範」で定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、コンプライアンス体制の整備・維持に努める。
- ② 業務執行部門から独立し、代表取締役社長直属の部署である内部監査部門が、監査等委員会や会計監査人と連携しながら定期的に内部監査を実施し、改善提案や勧告等を含めてその結果を代表取締役社長及び被監査部門に適宜報告することにより、会社財産の保全及び経営効率の向上に努める。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社が当社へ報告する内容や手続きを定めた関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受け、これに対し適切な指導・助言を行う。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に基づいたリスク管理体制を当社グループ全体で整備する。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社を育成強化することを目的とする関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役等の職務の執行を監督する。

④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社は、当社グループの取締役及び使用人がとるべき行動の基準や規範を「エコーレーディンググループ企業行動規範」で定め、子会社に周知徹底するとともに、コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づき、子会社のコンプライアンス体制の整備・維持に努める。
- 2 当社の監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

**(7) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項**

- ① 当社は、当該使用人を置くことを監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置する。
- ② 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

**(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会は、その職務を執行するために、当該使用人に対し必要な業務を指示することができる。
- ② 当該使用人が、他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の指示を優先する。

**(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
  - 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときや、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
  - 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況を報告する。
  - 3 監査等委員会は、当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ② 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
  - 1 当社は、子会社の取締役等及び使用人が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときや、子会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備する。
  - 2 当社の監査等委員会は、必要に応じ子会社に対して業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正を監査する。

**(10) 当社の監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社の監査等委員会に当該報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を、内部通報規程に準じて整備する。

- (11) 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換を行い、三者間の連携を密にすることにより監査等委員会の監査の実効性を高める。
- ② 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

当社グループ内のウェブサイトに掲載する社内報に、コンプライアンスの欄を設置し、会社としての取組みや連絡、他社事例等を記載することにより、全従業員に対してコンプライアンス意識の向上を促し、不正行為等の防止を図っております。

### (2) リスクマネジメント

災害に関する取組みとして、全従業員に携行用として配布している「エコーレーディンググループ企業行動規範」の裏面に、「異常事態・大規模地震発生時 社員行動要領」を記載し、災害発生時の行動要領を周知しております。

年に1回、部門長に「リスク調査票」を配布し、新たに発生したリスクや変更のあったリスクを把握し、評価を行い、その対応を決めております。

### (3) 財務報告に係る内部統制

年に4回開催している内部統制委員会において、内部統制システムの構築及び運用の充実・円滑化を図り、財務報告に係る内部統制の有効性を評価しております。

#### **(4) 内部監査体制**

内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しました。

#### **8. 会社の支配に関する基本方針**

特に記載すべき事項はありません。

#### **9. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

該当事項はありません。



# 連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	23,957,196	<b>流 動 負 債</b>	16,865,754
現金及び預金	3,086,310	支払手形及び買掛金	10,038,937
受取手形及び売掛金	15,579,333	短期借入金	4,350,000
商 品	3,172,268	未 払 金	2,150,271
貯 蔵 品	18,002	未 払 法 人 税 等	50,177
繰延税金資産	74,677	賞 与 引 当 金	51,797
未 収 入 金	1,952,456	そ の 他	224,570
そ の 他	79,184	<b>固 定 負 債</b>	388,493
貸倒引当金	△5,036	そ の 他	388,493
<b>固 定 資 産</b>	2,291,884	<b>負 債 合 計</b>	17,254,248
<b>有 形 固 定 資 産</b>	1,269,343	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物及び構築物	332,093	<b>株 主 資 本</b>	8,800,293
土 地	886,211	資 本 金	1,988,097
そ の 他	51,038	資 本 剰 余 金	1,944,653
<b>無 形 固 定 資 産</b>	108,653	利 益 剰 余 金	4,867,989
そ の 他	108,653	自 己 株 式	△446
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	913,887	その他の包括利益累計額	184,339
投資有価証券	577,644	その他有価証券評価差額金	184,339
長期貸付金	46,621	非 支 配 株 主 持 分	10,200
そ の 他	291,825	<b>純 資 産 合 計</b>	8,994,832
貸倒引当金	△2,204	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	26,249,081
<b>資 産 合 計</b>	26,249,081		



# 連結損益計算書

（平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売上高		79,786,597
売上原価		70,205,876
売上総利益		9,580,721
販売費及び一般管理費		9,359,487
営業利益		221,234
営業外収益		
受取利息	2,852	
受取配当金	8,853	
業務受託料	22,502	
その他	18,047	52,255
営業外費用		
支払利息	23,276	
有形売却損	5,756	
電子記録債権売却損	10,167	
その他	2,951	42,151
経常利益		231,338
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	371	
投資有価証券評価損	2,247	
その他	3	2,622
税金等調整前当期純利益		228,717
法人税、住民税及び事業税	62,981	
法人税等調整額	△6,969	56,011
当期純利益		172,706
非支配株主に帰属する当期純損失		△2,721
親会社株主に帰属する当期純利益		175,427

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,988,097	1,944,296	4,813,279	△590	8,745,083
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△120,718		△120,718
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			175,427		175,427
自 己 株 式 の 取 得				△34,550	△34,550
自 己 株 式 の 処 分		356		34,693	35,050
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	356	54,709	143	55,209
当 期 末 残 高	1,988,097	1,944,653	4,867,989	△446	8,800,293

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	138,330	138,330	12,921	8,896,335
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△120,718
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				175,427
自 己 株 式 の 取 得				△34,550
自 己 株 式 の 処 分				35,050
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	46,008	46,008	△2,721	43,287
当 期 変 動 額 合 計	46,008	46,008	△2,721	98,497
当 期 末 残 高	184,339	184,339	10,200	8,994,832

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

- |           |  |
|-----------|--|
| ①連結子会社の数  | 3社                                       |
| ②連結子会社の名称 | ペッツバリュー株式会社<br>株式会社ケイ・スタッフ<br>株式会社ペットペット |

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3年～31年
- ②無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 連結損益計算書

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」及び「投資有価証券評価損」は、それぞれ特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産	建物	55,443千円
	土地	220,500千円
	計	275,943千円
(2) 上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,290,004千円
3. 受取手形割引高		1,171,110千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	6,036,546	—	—	6,036,546

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	60,359	10	平成29年2月28日	平成29年5月25日
平成29年10月6日 取締役会	普通株式	60,359	10	平成29年8月31日	平成29年11月10日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年5月23日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月23日 定時株主総会	普通株式	60,359	利益剰余金	10	平成30年2月28日	平成30年5月24日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金は、主に仕入先に対する未収仕入割戻金であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、取引先ごとの信用状況を定期的に把握することにより、リスク低減を図っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,086,310	3,086,310	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,579,333	15,579,333	—
(3) 未収入金	1,952,456	1,952,456	—
(4) 投資有価証券	508,081	508,081	—
資産計	21,126,181	21,126,181	—
(1) 支払手形及び買掛金	10,038,937	10,038,937	—
(2) 短期借入金	4,350,000	4,350,000	—
(3) 未払金	2,150,271	2,150,271	—
負債計	16,539,208	16,539,208	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

この時価について、株式等は取引所の価格によっております。

### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	69,562

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。



### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 ( 千 円 )	1 年 超 5 年 以 内 ( 千 円 )	5 年 超 1 0 年 以 内 ( 千 円 )	1 0 年 超 ( 千 円 )
現金及び預金	3,086,310	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,579,333	—	—	—
未収入金	1,952,456	—	—	—
合 計	20,618,099	—	—	—

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,488円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 29円12銭    |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (その他の注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>22,897,034</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,086,315</b>
現金及び預金	2,606,044	支払手形	407,315
受取手形	41,688	買掛金	9,511,166
電子記録債権	3,101,347	短期借入金	4,300,000
売掛金	12,349,581	リース債務	15,893
商 品	2,990,352	未払金	1,575,949
貯 蔵 品	6,047	未払費用	130,995
前払費用	51,577	未払法人税等	44,259
繰延税金資産	68,445	未払消費税等	26,358
未収入金	1,660,315	前受金	15,167
その他	26,560	預り金	11,812
貸倒引当金	△4,927	賞与引当金	47,100
<b>固定資産</b>	<b>2,288,869</b>	その他	297
<b>有形固定資産</b>	<b>1,267,431</b>	<b>固定負債</b>	<b>339,249</b>
建 物	330,197	リース債務	40,913
構 築 物	859	役員退職慰労未払金	47,850
機 械 及 び 装 置	0	繰延税金負債	81,990
車 両 運 搬 具	0	資産除去債務	39,880
工具、器具及び備品	5,595	その他	128,614
土 地	886,211	<b>負債合計</b>	<b>16,425,564</b>
リース資産	44,567	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>104,837</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,576,000</b>
ソフトウェア	88,750	資 本 金	1,988,097
リース資産	5,392	資 本 剰 余 金	1,931,642
電話加入権	10,693	資 本 準 備 金	1,931,285
<b>投資その他の資産</b>	<b>916,601</b>	その他資本剰余金	356
投資有価証券	577,644	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,656,706</b>
関係会社株式	11,452	利 益 準 備 金	84,922
出 資 金	4,721	その他利益剰余金	4,571,783
長期貸付金	43,444	別 途 積 立 金	3,800,000
従業員に対する長期貸付金	677	繰越利益剰余金	771,783
破産更生債権等	4	<b>自 己 株 式</b>	<b>△446</b>
長期前払費用	49,171	評価・換算差額等	184,339
その他	231,689	その他有価証券評価差額金	184,339
貸倒引当金	△2,204	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,760,339</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,185,904</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>25,185,904</b>

# 損 益 計 算 書

（平成29年3月1日から）  
（平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		78,856,312
売 上 原 価		69,615,039
売 上 総 利 益		9,241,272
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,067,318
営 業 利 益		173,953
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,808	
受 取 配 当 金	8,853	
受 取 賃 貸 料	22,840	
業 務 受 託 料	22,403	
そ の 他	15,679	72,584
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,571	
手 形 売 却 損	5,756	
電 子 記 録 債 権 売 却 損	10,167	
そ の 他	2,751	41,247
経 常 利 益		205,291
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	371	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,247	2,619
税 引 前 当 期 純 利 益		202,673
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	51,893	
法 人 税 等 調 整 額	△6,905	44,987
当 期 純 利 益		157,685

# 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から  
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,988,097	1,931,285	—	1,931,285	84,922	3,800,000	734,816	4,619,738	△590	8,538,532
当期変動額										
剰余金の 配当							△120,718	△120,718		△120,718
当期純利益							157,685	157,685		157,685
自己株式 の取得									△34,550	△34,550
自己株式 の処分			356	356					34,693	35,050
株主資本 以外の 項目の 当期 変動額 (純額)										
当期変動額 合計	—	—	356	356	—	—	36,967	36,967	143	37,467
当期末残高	1,988,097	1,931,285	356	1,931,642	84,922	3,800,000	771,783	4,656,706	△446	8,576,000

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	138,330	8,676,863
当期変動額		
剰余金の配当		△120,718
当期純利益		157,685
自己株式の取得		△34,550
自己株式の処分		35,050
株主資本以外の 項目の 当期 変動額(純額)	46,008	46,008
当期変動額合計	46,008	83,476
当期末残高	184,339	8,760,339

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### ①商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### ②貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (表示方法の変更に関する注記)

#### 1. 損益計算書

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産除却損」及び「投資有価証券評価損」は、それぞれ特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

### (追加情報)

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 担保提供資産	建物	55,443千円
	土地	220,500千円
	計	275,943千円
(2) 上記に対応する債務	短期借入金	820,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		1,284,289千円
3. 受取手形割引高		1,171,110千円
4. 関係会社に対する金銭債権・債務		
(1) 短期金銭債権		19,632千円
(2) 短期金銭債務		1,058,450千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 売上高	64,736千円
(2) 仕入高	6,445,647千円
(3) その他の営業取引高	60,313千円
(4) 営業取引以外の取引高	20,733千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	644	50,000	50,000	644

(注) 1. 普通株式の増加50,000株は、平成29年4月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の減少50,000株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。



(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

賞与引当金	14,516千円
未払事業税	9,482千円
未収入金計上額	24,712千円
たな卸資産評価損	16,394千円
その他	6,405千円
繰延税金資産（流動）合計	71,510千円
繰延税金負債（流動）	
未払消費税等	△1,830千円
その他	△1,234千円
繰延税金負債（流動）合計	△3,064千円
繰延税金資産（流動）の純額	68,445千円

(2) 繰延税金資産（固定）

未払役員退職慰労金	14,632千円
従業員長期未払金	37,736千円
減損損失	11,919千円
減価償却超過額	3,601千円
関係会社株式評価損	20,136千円
資産除去債務	12,195千円
出資金評価損	3,088千円
株式報酬費用	2,381千円
繰越欠損金	19,304千円
その他	1,248千円
繰延税金資産（固定）小計	126,246千円
評価性引当額	△126,246千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△81,202千円
その他	△787千円
繰延税金負債（固定）合計	△81,990千円
繰延税金負債（固定）の純額	△81,990千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オフィスコンピュータ等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会 社 等 称 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 ( 被 所 有 ) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 ( 千 円 )	科 目	期 末 残 高 ( 千 円 )
その他の 関係会社	国分グループ 本社(株)	被所有 直接 18.3%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注) 1.	5,990,838	買掛金	1,020,136
役員及び その近親者	高橋 良一	被所有 直接 1.0%	当社 名誉会長ファ ウンダー	給与の支払 (注) 2.	14,284	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して、取引条件を決定しております。  
2. 給与については、業務内容を勘案し協議のうえ決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,451円37銭
2. 1株当たり当期純利益 26円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森村圭志 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 伊東昌一 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコートレーディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

エコートレーディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森村圭志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 伊東昌一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月13日

エコートレーディング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大 藤 淳 (印)

監 査 等 委 員 古 西 豊 (印)

監 査 等 委 員 古 川 幸 伯 (印)

(注) 監査等委員古西 豊及び古川幸伯は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は60,359,020円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき20円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月24日といたしたいと存じます。



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たか はし かず ひこ 高橋 一彦 (昭和32年2月14日生)	昭和59年3月 当社入社 昭和59年3月 当社名古屋営業所長 昭和61年6月 当社取締役 平成2年5月 当社常務取締役営業本部長 平成7年5月 当社専務取締役 平成9年3月 当社専務取締役営業本部長 平成13年3月 当社代表取締役社長 平成19年10月 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 平成25年4月 株式会社ペットペット代表取締役社長（現任） 平成25年10月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成28年3月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ペットペット代表取締役社長	422,451株
(取締役候補者とした理由) 高橋一彦氏は、平成13年より当社代表取締役社長として経営を牽引し現在は当社代表取締役会長を務めています。ペット業界における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社グループの発展に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	とよだみのる 豊田実 (昭和30年9月19日生)	平成27年1月 当社入社 平成27年1月 当社営業本部顧問 平成27年3月 当社経営改革本部長 平成27年5月 当社取締役副社長兼経営改革本部長 平成28年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成30年4月 株式会社I & I代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社I & I代表取締役社長	64,500株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>豊田実氏は、食品関連企業の取締役を務めた後、当社に入社、副社長として経営に携わり、現在は代表取締役社長を務めています。豊富な経験と幅広い知識、人脈を活かし、当社グループの発展に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	しん もり ひで き 新 森 英 機 (昭和30年11月3日生)	昭和62年9月 当社入社 平成9年3月 当社営業本部営業企画部長 平成9年5月 当社取締役営業本部営業企画部長 平成10年9月 当社取締役経営企画室長兼営業本部営業企画部長 平成13年4月 当社常務取締役営業副本部長兼関西統括部長 平成14年9月 当社常務取締役物流本部長兼物流部長 平成15年3月 当社常務取締役物流本部長 平成16年3月 当社常務取締役物流・システム本部長 平成16年5月 当社常務取締役兼常務執行役員物流・システム本部長 平成19年5月 当社専務取締役物流・システム本部長 平成23年7月 当社専務取締役経営企画室長 平成26年4月 当社専務取締役経営企画室長兼通販担当 平成27年3月 当社専務取締役人事総務本部長兼通販担当 平成27年4月 当社専務取締役人事総務本部長(現任)	16,300株
(取締役候補者とした理由) 新森英機氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経営企画、物流、情報システム、人事、総務等の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	ほり かつ ひと 堀 和 仁 (昭和32年11月28日生)	平成2年9月 当社入社 平成9年3月 当社管理本部経理部長 平成11年5月 当社取締役管理本部経理部長 平成16年3月 当社取締役財務本部長 平成16年5月 当社取締役兼執行役員財務本部長 平成19年5月 当社常務取締役財務本部長 平成21年10月 当社常務取締役管理本部長 平成27年3月 当社常務取締役経理財務本部長 平成29年9月 当社常務取締役経理財務本部長兼情報システム部管掌 平成30年3月 当社常務取締役経理・システム本部長 (現任)	7,650株

(取締役候補者とした理由)

堀 和仁氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり経理、財務、人事、総務、情報システム等の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

※ 5	たけ わき たか はる 武 脇 隆 治 (昭和38年2月11日生)	平成15年5月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員営業本部商品統括部長 平成27年9月 当社執行役員営業本部営業商品統括部長 平成28年3月 当社上席執行役員営業本部営業商品統括部長 平成28年9月 当社上席執行役員営業副本部長兼広域量販統括部長 平成30年3月 当社上席執行役員営業本部長兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 (現任)  (重要な兼職の状況) ペッツバリュー株式会社代表取締役社長	3,600株
--------	---	--	--------

(取締役候補者とした理由)

武脇隆治氏は、当社で長年にわたり営業部門において商品管理に携わり、また、営業副本部長として広域得意先の営業に携わるなど豊富な経験と知識を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	あいざわまさくに 相澤正邦 (昭和33年8月4日生)	<p>昭和57年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社</p> <p>平成15年3月 同社経営統括室部長兼営業統括本部部長兼首都圏統括本部部長</p> <p>平成21年4月 同社経理財務部長</p> <p>平成22年7月 同社低温統括部部長</p> <p>平成22年11月 同社低温統括部部長兼デリシャス・クック株式会社代表取締役社長</p> <p>平成25年1月 同社執行役員低温・フードサービス統括部部長</p> <p>平成27年1月 同社執行役員経営統括本部部長兼事業開発部長</p> <p>平成27年5月 当社取締役（現任）</p> <p>平成28年1月 国分グループ本社株式会社執行役員経営企画部長兼ヘルスケア統括部長兼経営統括本部部長</p> <p>平成29年3月 同社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼経営企画部長兼ヘルスケア統括部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>国分グループ本社株式会社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼経営企画部長兼ヘルスケア統括部長</p>	一株

（社外取締役候補者とした理由）

相澤正邦氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培われた豊富な知識や経験等を当社の経営に活かしていただくためであり、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、その経験と見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- （注）
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
  - 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 相澤正邦氏は、社外取締役候補者であります。
  - 相澤正邦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - 相澤正邦氏は、国分グループ本社株式会社の取締役執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。

6. 当社は、相澤正邦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、相澤正邦氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※1	ひらとうたけゆき 平藤丈征 (昭和33年6月20日生)	平成17年6月 当社入社 平成23年7月 当社上席執行役員物流・システム本部長 平成25年5月 当社取締役物流・システム本部長 平成28年3月 当社取締役経営改革本部長 平成29年3月 当社取締役兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 平成30年3月 当社取締役内部監査室管掌(現任)	4,200株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 平藤丈征氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社物流、情報システム、経営企画等の業務に携わる一方、当社子会社の代表取締役社長として経営に携わるなど、豊富な経験と知識を有しております。中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員である取締役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	こにしゆたか 古西豊 (昭和43年9月17日生)	平成12年4月 公認会計士登録 平成15年10月 税理士登録 平成15年11月 古西公認会計士事務所開設(現在に至る) 平成16年5月 当社監査役 平成28年5月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 古西豊氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として会計及び税務の専門家としての知識や経験を踏まえた幅広い見地を、当社の監査等の強化のために活かしていただきたいためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、その見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			



候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふる かわ ゆき のり 古 川 幸 伯 (昭和49年7月5日生)	平成12年4月 大阪弁護士会登録 平成15年4月 藤木総合法律事務所パートナ ー 平成21年5月 当社監査役 平成24年9月 弁護士法人本町総合法律事務 所代表社員(現在に至る) 平成28年5月 当社取締役[監査等委員](現 任)	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>古川幸伯氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務の専門家としての知識や経験を踏まえた幅広い見地を、当社の監査等の強化のために活かしていただきたためであり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、その見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏のその在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
5. 当社は、古西 豊氏及び古川幸伯氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、平藤丈征氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、古西 豊氏及び古川幸伯氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

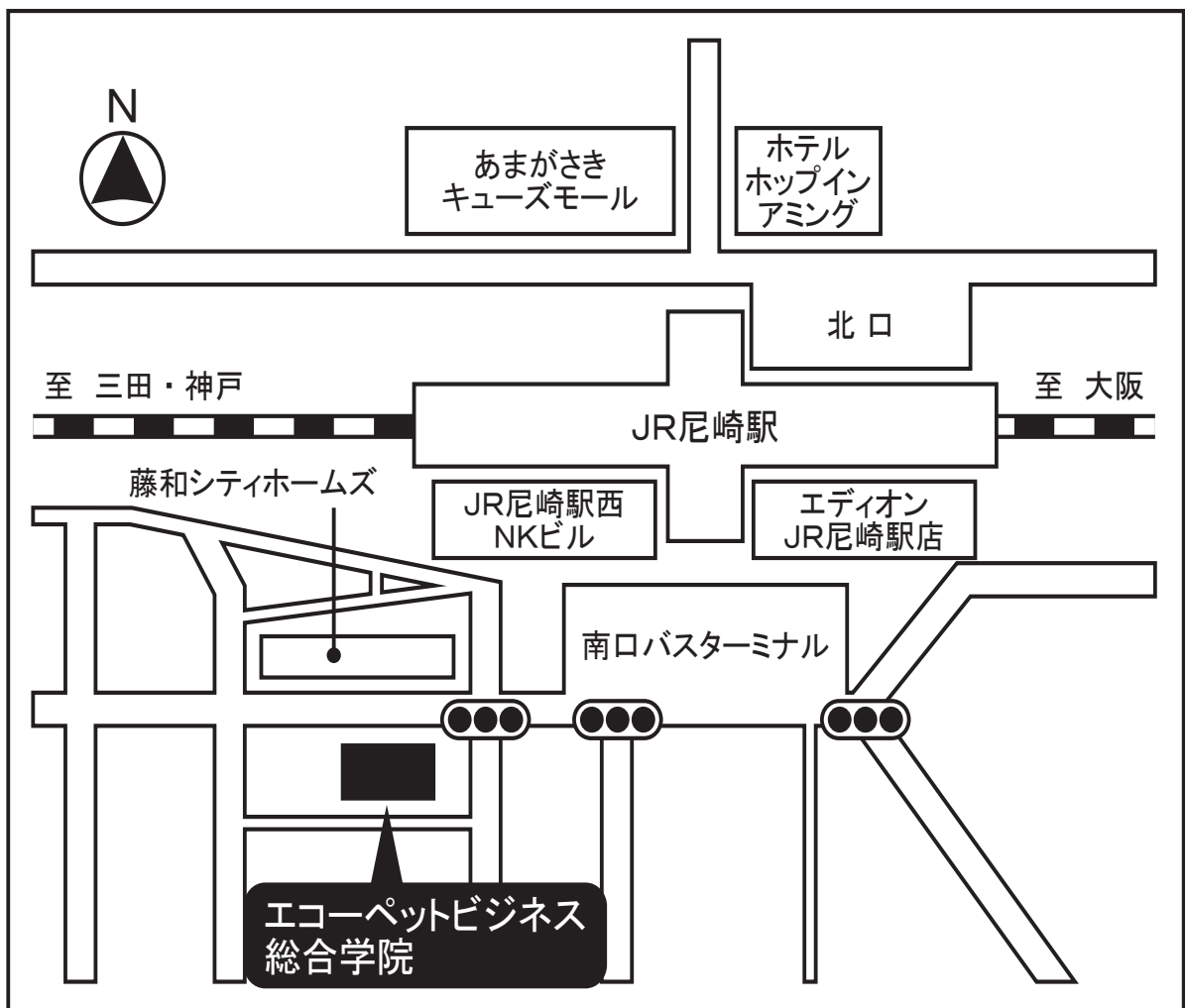


# 株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号  
エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール  
電話：(06) 6483-4371

最 寄 駅 JR 尼崎駅

【会場付近略図】 JR尼崎駅南出口 南西へ徒歩約2分



お 願 い：駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。